

事業者を全面支援の方針

海コン協会 会員に協力よびかけ



阪神港海コン協会の理事会

阪神港海上コンテナ協会（山口与嗣雄会長）は2月15日、大阪市住之江区の南港トラックターミナルで理事会を開き、定量積載しているにもかかわらず高速道路会社から大幅な軸重違反を指摘され減点措置を受けた会員会社を全面的に支援する方針を確認した。海コン協会では同じようなケースがあるのではないかとみており、道路会社から受けた処分

通知書のコピーを提出するよう会員に協力を呼びかける考えだ。

軸重違反で減点措置を受けたのは泉州物流サービス（上橋将良社長、堺市）。上橋氏によると、積み荷重量は荷主が正確に測定、車両とコンテナを合わせた総重量もオーバーしていなかった。ところが、阪神高速道路会社から軸重が限度を超えていたとして大口・多頻度割引停止措置にながら減点が通知されたため、各種許可書類に弁明を添えて送付し

たが、「審査の結果、違反と認定した」とする通知が届いたという。同社長は「プレーキの踏み方次第で、第5輪（連結部分）に急激な負荷がかかることがあるらしいが、重量制限を守って走行しているのに重量オーバーだといわれるとしたら、輸送は出来なくなると強い不満を表明、阪神高速道路会社とあくまでも争う姿勢を示している。

佐賀里隆之常務理事（協栄運輸）は「軸重オーバーの原因は分からないが、矛盾していることは明らか。個人的な問題ではなく、業界全体の問題だ。訴訟も含めて全面支援していく」と述べ、全ト協や大ト協とも連携して支援する考えを強調した。

山口会長（近畿木材運輸）も「国際海上コンテナ輸送は国が認められており、総重量も守られていて、こんなことでは荷物が運べなくなる」と阪神高速道路会社の措置に強い不信感を表明、同じようなケースがないか会員に呼びかけ、通知書のコピー収集に協力を求める意向を示した。

一方、ドライバー不足や新標準運送約款の施行で運賃交渉に応じる荷主が増えつつあるとして、「値下げ競争はやめ、適正運賃收受の努力をすべきだ」との意見もあった。山口会長は「運賃問題は公正取引委員会から独占禁止法違反との指摘を受ける可能性があるの、あくまで協力しよう」ということとどめたい」と慎重な姿勢を示した。